

議案第7号（議）

磐梯町議会委員会条例の一部を改正する条例

磐梯町議会委員会条例（昭和62年磐梯町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1章 通則 （常任委員会の設置）</p> <p>第1条 （略） （常任委員会の<u>名称、委員定数及びその所管</u>）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>第3条・第4条 （略） （特別委員会の設置）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で<u>定める。</u></p> <p>3 （略） （委員の選任）</p> <p>第6条 （略）</p> <p><u>2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに委員を選任するものとする。</u></p> <p><u>3 （略）</u></p> <p><u>4 第1項ただし書きの規定により委員を指名したとき又は前項ただし書の規定により委員の所属を変更したときは、議長はその旨を次の議会に報告しなければならない。</u></p> <p><u>5 第3項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項の例による。</u></p> <p>第7条 （略） （委員長及び副委員長がともにいないときの互選）</p>	<p>第1章 通則 （常任委員会の設置）</p> <p>第1条 （略） （常任委員会の<u>所属等</u>）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>第3条・第4条 （略） （特別委員会の設置）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で<u>決める。</u></p> <p>3 （略） （委員の選任）</p> <p>第6条 （略）</p> <p><u>2 （略）</u></p> <p><u>3 前項</u>の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項の例による。</p> <p>第7条 （略） （委員長及び副委員長がともにいないときの互選）</p>

第8条       委員会の委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の召集日時及び場所を定めて委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合は、年長の委員が委員長の職務を行う。

第9条・第10条 (略)

(委員長、副委員長及び委員の辞任)

第11条 (略)

2 常任委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第12条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

第2章 会議及び規律

(招集)

第13条 (略)

(会議の特例)

第13条の2 委員長は、災害の発生、感染症の蔓延等、止むを得ない理由により委員会を開催する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンライン会議システム」という。)を活用した会議を開くことができる。

2 前項の場合において、委員は、オンライン会議システムにより会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 オンライン会議システムを活用した委員会の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

(      定足数)

第8条 特別委員会の委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の召集日時及び場所を定めて委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

第9条・第10条 (略)

(委員長、副委員長及び委員の辞任)

第11条 (略)。

2       委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

第2章 会議及び規律

(招集)

第12条 (略)

(      会議の定足数)

第14条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことはできない。ただし、第16条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

2 前条第2項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、前項、次条第1項及び第28条第1項の出席委員とする。

(表決)

第15条 (略)

(委員長及び委員の除斥)

第16条 (略)

(傍聴の取扱い)

第17条 (略)

(秘密会)

第18条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、オンライン会議システムを活用した会議は、秘密会とすることができない。

2 (略)

(出席説明の要求)

第19条 委員会は、審査又は調査のため、町長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(議事妨害及び離席の禁止)

第20条 (略)

2 (略)

3 会議中に定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員の退席を禁ずることができる。

(秩序保持に関する措置)

第13条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことはできない。ただし、第15条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第14条 (略)

(委員長及び委員の除斥)

第15条 (略)

(傍聴の取扱い)

第16条 (略)

(秘密会)

第17条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 (略)

(出席説明の要求)

第18条 委員会は、審査又は調査のため、町長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てなければならない。

(議事妨害及び離席の禁止)

第19条 (略)

2 (略)

(秩序保持に関する措置)



<p><u>3</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 補則</p> <p style="text-align: center;">(会議規則への委任)</p> <p><u>第29条</u> (略)</p>	<p><u>2</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 補則</p> <p style="text-align: center;">(会議規則との関係)</p> <p><u>第28条</u> (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に終了した会議の記録については、なお従前の例による。

令和2年12月11日提出

提出者	磐梯町議会議員	齋藤 博
〃	〃	佐藤 孝則
〃	〃	瀬田 晃旬
〃	〃	小林 修治